平成２８年（フ）第７１号
岐阜県大垣市楽田町３丁目50番地　ラビーユ406
債務者　川地あけみ
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦1741番地　田曽浦団地Ａ棟２号室
債務者　山本　晶子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第９４９号
埼玉県川口市東領家１丁目14番20号　ケティーローズマンション302号
債務者　岩瀬　喜之
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５９８号
大阪市港区波除４丁目５番１―102号
債務者　髙橋　義明
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５７号
大阪市東淀川区淡路３丁目３番35号　シックスブロック淡路203号
債務者　吉田　安之（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町１―８―324
壬生県営住宅、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町光陽台４丁目２番地20
債務者　鈴木　美緑
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８８号
栃木県宇都宮市中河原町３番24号　チサンマンション今小路504、前住所栃木県日光市山口912番地４　フローラーリァＹ　Ｃ棟101
債務者　橋本　貴子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木925番地10
債務者　吉田　善延
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第１７号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木925番地10
債務者　吉田フミ子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４９２号
静岡市駿河区西島302番地
債務者　中村えり子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３００号
静岡県浜松市浜北区東美薗1282番地コーポユーカリ３―Ｃ
債務者　宮脇　　崇（旧姓今泉）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地900
債務者　**廼**　　夏生
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４６号
岡山市中区新京橋３丁目13番５号、旧住所岡山市中区新京橋１丁目１番43号
債務者　河口　雄一
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４９号
岡山市北区半田町６番39号ベルテンポ201号室
債務者　水野　　聡
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２号
静岡市駿河区中島1209番地の８、旧住所静岡市駿河区下島134番地の１　サンハイム登呂Ｂ棟1201号
債務者　松田　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部